

旭川市立永山西小学校

学校いじめ防止基本方針



平成 31 年 4 月改定

【目 次】

はじめに

I いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項 … 1

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

2 いじめの理解

(1) いじめの定義

(2) いじめの内容

(3) いじめの要因

(4) いじめの解消

(5) いじめの重大事態

II 学校が実施するいじめの防止等の取組 … 3

1 本校のいじめの実情及び令和元年度の目標（指標）

2 児童が主体となった取組の推進

3 学校いじめ対策組織の設置

4 いじめ防止の取組

5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

・いじめ発見・見守りチェックシート

・主な相談窓口

6 いじめへの対処

7 いじめの解消

8 いじめの重大事態への対応

9 いじめの防止等に関する機関，保護者等との連携

10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処，
保護者との連携

11 学校いじめ防止プログラム

・資料

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では、これまでも「いじめのない、笑顔あふれる学校づくり」に努めてまいりました。いじめは決して許されない行為であるとの認識の下、いじめられている子どもがいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている子どもにはその行為を許さず、毅然と指導するとともに、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであることを十分認識の上、その防止と対処に努めてきたところです。

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、児童や教職員、保護者等がより良い関係をどう築いていくかということを学校経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

そのため、本校においては、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）」等を参考に、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校いじめ対策組織を設置し、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。

第 1 章 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童（生徒）に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての児童（生徒）が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

また、全ての児童（生徒）がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童（生徒）の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童（生徒）が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童（生徒）の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、市、教育委員会、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

2 いじめの理解

（１）いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」では、いじめを次のように定義しています。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

（2）いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

（3）いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめの芽は、どの児童（生徒）にも生じ得る。
- いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、観衆の存在、傍観者の存在や、所属集団の閉鎖性等の問題により、潜在化したり深刻化したりする。
- 児童（生徒）一人一人を大切にしたい授業づくりや集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 児童（生徒）の発達の段階に応じた、人権に関する正しい理解、自他を尊重する態度、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

（4）いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた児童（生徒）といじめを行った児童（生徒）との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

イ いじめを受けた児童（生徒）が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童（生徒）がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童（生徒）本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

（５）いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組

1 本校のいじめの実情及び令和元年度の目標（指標）

前年度、いじめを認知した件数は5件です。5件については、該当児童への指導、保護者への連絡、学級・学年での指導を通してすべて解消することができました。児童が「いじめはどんなことがあっても許さない。」と答えた割合は、98%であり、100%になるよう今後も継続した指導が必要だと考えます。加えて「いやな思いをしたとき、誰にも相談しない」児童の割合は、8%程度いることが分かりました。このことから、誰かに相談する必要性をさらに児童に指導し、困ったときの対処を身に付けるようにしなければいけません。

以上の結果を踏まえ、今年度はさらに積極的にいじめを認知し、いじめは「どこでも起こりうる」という認識に立ち、いじめが重大な事態になる前に早期発見に努めます。いじめが発見された場合は、学校全体で取り組み、すべてのいじめが解消できるようにします。

2 児童が主体となった取組の推進

本校ではいじめ防止に向けて以下の取組を行っています。今年度もいじめをしない・させない・見過ごさないように、全職員で共通理解に立って取組を行います。

(1) 学校の取組

- ・いじめ防止基本方針の策定
- ・いじめ防止強化月間（6月・11月）
- ・道徳の学習での取組
- ・各学年での取組



(2) 児童会の取組

- ・いじめ防止スローガン
- ・いじめ防止川柳
- ・いじめ防止大会



3 学校いじめ対策組織の設置

(1) 学校いじめ対策組織の構成

「いじめ防止対策推進法」第22条では、「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。」と定めています。また、「国の基本方針」では、

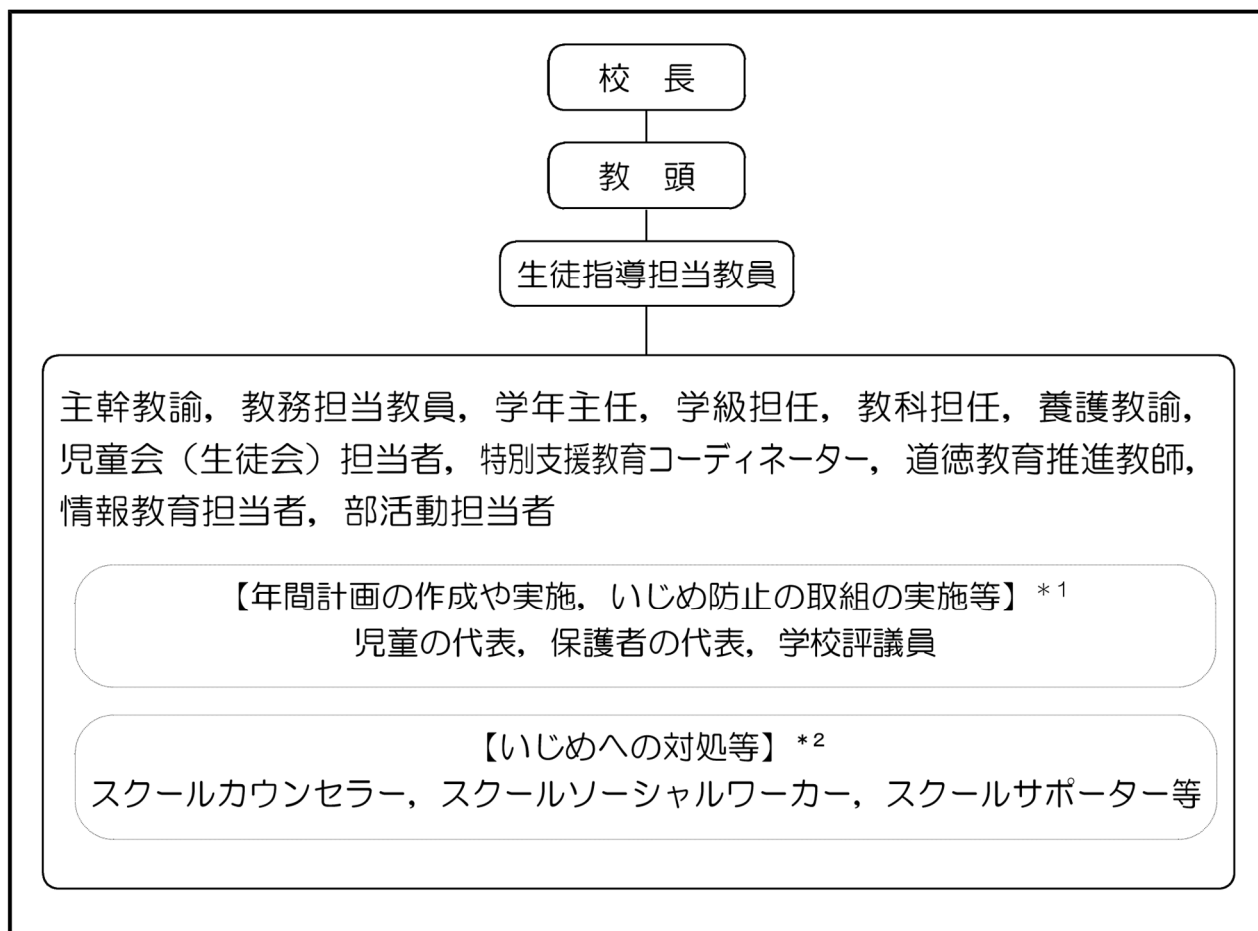
「法第22条は、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を置くことを明示的に規定したもの」、「組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する」、「必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応すること」が示されています。

本校では、いじめの問題を特定の教職員で抱え込むことなく、組織的に対応することで複数の目による状況の見立てを可能にし、いじめの防止や早期発見、対処について、より実効的ないじめの問題の解決に努めることができると考えます。

そのため、法に基づき、校長をリーダーとした複数の教職員等による常設の「学校いじめ対策組織」を設置します。いじめの防止については、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム*P13参照）の作成や実施の際に、児童や保護者の代表、地域住民の代表として学校評議員などを加えて組織 P4 対策組織*1 を構成し、いじめへの対処等は、必要に応じて、スクールカウンセ

ラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター（警察官経験者）などの外部専門家等を加え P4対策組織*2，組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組みます。

（２）いじめ対策組織



（３）学校いじめ対策組織の役割

①未然防止

ア) いじめが起きにくい，いじめを許さない環境づくり

②早期発見・事案対処

(ア) いじめの相談・通報を受け付ける窓口

(イ) いじめの早期発見・事案対処のための，いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録，共有

(ウ) いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有，及び関係児童に対するアンケート調査，聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断

(エ) いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応の組織的な実施主体

③学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

- ア) 本基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成，実行，検証，修正
- イ) いじめの防止等に係る校内研修の企画，計画的な実施
- ウ) 本基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検の実施と見直し

4 いじめ防止の取組

(1) いじめについての共通理解

- (ア) いじめの態様や特質，原因・背景，具体的な指導上の留意点について，職員会議や校内研修において周知し，教職員全員の共通理解を図ります。
- (イ) いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに，児童用「学校いじめ防止基本方針」を作成し，学校いじめ対策組織の存在や取組について，児童が容易に理解できるような取組を進めます。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- (ア) 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実や，読書活動・体験活動などの推進により，児童の社会性をはぐくむ取組を進めます。
- (イ) 幅広い社会体験，生活体験の機会を設け，他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養うとともに，自分の存在と他者の存在を等しく認め，互いの人格を尊重する態度を育てます。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

- (ア) いじめの加害の背景には，人間関係のストレスをはじめ，学習の状況等が関わっていることを踏まえ，授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう，一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりに努めます。
- (イ) 教職員の不適切な認識や言動が，児童を傷付けたり，他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう，指導の在り方には細心の注意を払います。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実

- (ア) 教育活動全体を通じ，児童が活躍でき，他者の役に立っていると実感することができる機会を全ての児童に提供し，児童の自己有用感を高めるよう努めます。
- (イ) 自己肯定感が高まるよう，困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努めます。
- (ウ) 自己有用感や自己肯定感，社会性などは，発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ，小・中学校間で連携した取組を進めます。

※1 自己有用感…他者との関係の中で「自分は役に立っている」など、自らの存在を価値あるものと受け止められる感情

※2 自己肯定感…「自分はよいところがある」、「自分は〇〇ができる」など、自らを積極的に評価できる感情

5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、たとえ、些細な兆候であっても、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視することなく、積極的に認知します。

学校は、いじめの早期発見のため、次の取組を行います。

- (ア) 日常の観察やふれあい活動、定期的なアンケート調査、チェックシートの活用、教育相談の実施などにより、いじめの早期発見に努めるとともに、児童が日頃から相談しやすい雰囲気作りに努める。
- (イ) 児童及び保護者に保健室（養護教諭）や相談室（スクールカウンセラー等）の利用や関係機関等の電話相談窓口について周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備する。

資料③いじめ発見・見守りチェックリスト

年 組 氏名

永山西小学校いじめ対策組織

朝の会・帰りの会	☐ 遅刻・欠席・早退が増えた。 ☐ 顔色、雰囲気などが普段の様子と違う。 ☐ 表情がさえない、おどおどしている、うつむいていることが多い。 ☐ イライラして、物にあたる。
授業の開始時	☐ 一人遅れて教室に入る。 ☐ 泣いていたり、泣いた形跡がある。 ☐ 机の上や中が汚されている。 ☐ 机や椅子が乱雑にされている。 ☐ 周囲が何となくざわついている。 ☐ 座席が替わっている。
授業中	☐ 特定の児童（生徒）の名前が何度も話題になる。 ☐ グループ分けや班活動で孤立しがちである。 ☐ 配付物がきちんと配られない。 ☐ 発言すると周囲から意味ありげな笑いが起こる。 ☐ 冷たい視線が注がれる。 ☐ 教科書やノートに落書きされる。 ☐ 保健室に頻繁に行こうとする。
休み時間	☐ 職員室や保健室に頻繁に行く。 ☐ 先生の近くに居ることが多い。 ☐ 特定の児童（生徒）を避ける動きが見られる。 ☐ 一人でぼつんとしている。 ☐ 特定の児童（生徒）を囲むように児童（生徒）が集まる。 ☐ 遊びでいつも苦しい立場に立たされる。

	☐ 格闘遊びなどでいつも相手をさせられる。 ☐ 侮蔑の言葉が特定の児童（生徒）に対して向けられる。 ☐ 集団でトイレに行って、なかなか出て来ない。昼食（給食）時 ☐ 配膳すると嫌がられる。 ☐ 食べ物にいたずらされる。 ☐ 望まないおかずを多く盛られる。 ☐ 食べ物を他人に取られる。 ☐ グループから外れて一人で食べる。
清掃時	☐ 嫌な作業をいつもやらされる。 ☐ 最後まで一人で作業をやらされる。
放課後（部活動）	☐ 急いで一人で帰る。 ☐ 先生に何か言いたそうにしている。 ☐ 他の児童（生徒）の分まで荷物を持たされる。 ☐ 部活動の後片付けを一人でやっている。 ☐ 部活動を休みがちになる。
その他	☐ 成績が急に下がる。 ☐ 服が汚れていたり、不自然な乱れがある。 ☐ 理由がはっきりしていないあざや傷がある。 ☐ 日記，作文，絵画，答案等に気になる表現や描写がある。 ☐ 持ち物に落書きされたり，靴や傘を隠されたりする。 ☐ 教室の壁や掲示物に，あだ名や悪口などを落書きされる。 ☐ 悪口を言われても，愛想笑いをする。 ☐ 人権を無視したようなあだ名を付けられる。
◆ 児童(生徒)のささいな変化に気付き，気付いた情報は抱え込まず，学校いじめ対策組織において確実に共有し，速やかに対応を！ ◆ 日常の児童（生徒）とのふれあいを大切に！ ◆ 気付いたことを，5W1H（いつ，どこで，誰が，誰と，何を，どのように）で付箋用紙等にメモして共有を図るなど，学校全体で早期発見を！	

資料④主な相談窓口

◆旭川市子ども総合相談センター

<電話番号>

代 表 0166-26-5500

子どもホットライン 0120-528506（こんにちはコール）

<受付時間>

月・木 8:45~20:00

火・水・金 8:45~17:15

◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

<電話番号>

0120-3882-56

<受付時間>

毎日24時間

◆子どもの人権110番（旭川地方法務局）

<電話番号>

0120-007-110（ゼロゼロなの ひゃくとおばん）

<受付時間>

月～金 8:30~17:15

◆旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）

<電話番号>

0166-31-5511

<受付時間>

月～金 9:00~16:00

◆少年相談110番（北海道警察本部）

<電話番号>

0120-677-110

<受付時間>

月～金 8:45~17:30

◆法テラス旭川

<電話番号>

050-3383-5566

<受付時間>

月～金 9:00~17:00

◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けております。

事前に都合の良い日時をお知らせください。

旭川市立永山西小学校

TEL 48-1042

6 いじめの対処

(1) いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (ア) 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせます。
- (イ) いじめられた児童やいじめを知らせてくれた児童の安全を確保します。対策組織の計画に基づき、日常の観察や「いじめ発見・見守りチェックシート」
*P9参照の活用など、いじめの再発や新たないじめが起きないように見守ります。
- (ウ) 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求めます。

(2) いじめを受けた児童及びその保護者への支援

- (ア) いじめられた児童から、事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝えます。
- (イ) いじめられた児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保します。
- (ウ) 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールサポーターなど外部専門家の協力を得て対応します。

(3) いじめを行った児童への指導及び保護者への助言

- (ア) いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止します。
- (イ) いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行います。
- (ウ) 事実関係の確認後、当該保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- (ア) いじめを傍観していた児童に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝えます。
- (イ) 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深めます。

7 いじめの解消

①いじめが「解消している」状態単に謝罪をもって安易に解消とせず、次の2つの要件が満たされている場合、解消と判断します。

(ウ) いじめられた児童へのいじめとされた行為が、目安として少なくとも3か月止んでいる状態が、継続していること。

(エ) いじめられた児童本人及びその保護者に対し、面談等を行った結果、いじめられた児童が、心身の苦痛を感じていないと認められること。

②観察の継続

(ア) いじめが「解消している」状態とは、あくまでも一つの段階に過ぎないため、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、「いじめ発見・見回りチェックシート」*P9参照を活用するなど、児童や学級等の観察を注意深く続けます。

(イ) いじめが解消していない段階では、いじめられた児童を徹底的に守り通し、安全・安心を確保します。

資料②早期発見・事案対処マニュアル



学 校	発を防止し、徹底して守り通す。 ☐ いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	ない行為であることを自覚させる等、謝罪の気持ちを醸成させる。 ☐ 不満やストレスを克服する力を身に付けさせる等、いじめに向かうことのないよう支援する。	れないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 ☐ 自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家 庭	☐ 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 ☐ 今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。	☐ 迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。 ☐ 保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに継続的な助言を行う。	☐ 当該児童(生徒)及び保護者の意向を確認し、教育的配慮の下、個人情報に留意し、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

○ いじめ対策組織におけるいじめの解消の判断

【再発防止に向けた取組】		
○ 原因の詳細な分析 ☐ 事実の整理、指導方針の再確認 ☐ スクールカウンセラーなど外部の専門家等の活用 ○ 学校体制の改善・充実 ☐ 生徒指導体制の点検・改善 ☐ 教育相談体制の強化 ☐ 児童(生徒)理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施	○ 教育内容及び指導方法の改善・充実 ☐ 児童(生徒)の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の充実 ☐ 道徳の時間の充実等、児童(生徒)の豊かな心を育てる指導の工夫 ☐ 分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を高める指導など、授業改善の取組	○ 家庭、地域との連携強化 ☐ 教育方針等の情報提供や教育活動の積極的な公開 ☐ 学校評価におけるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価 ☐ 児童(生徒)のPTA活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成

8 いじめの重大事態への対応

1. 重大事態とは

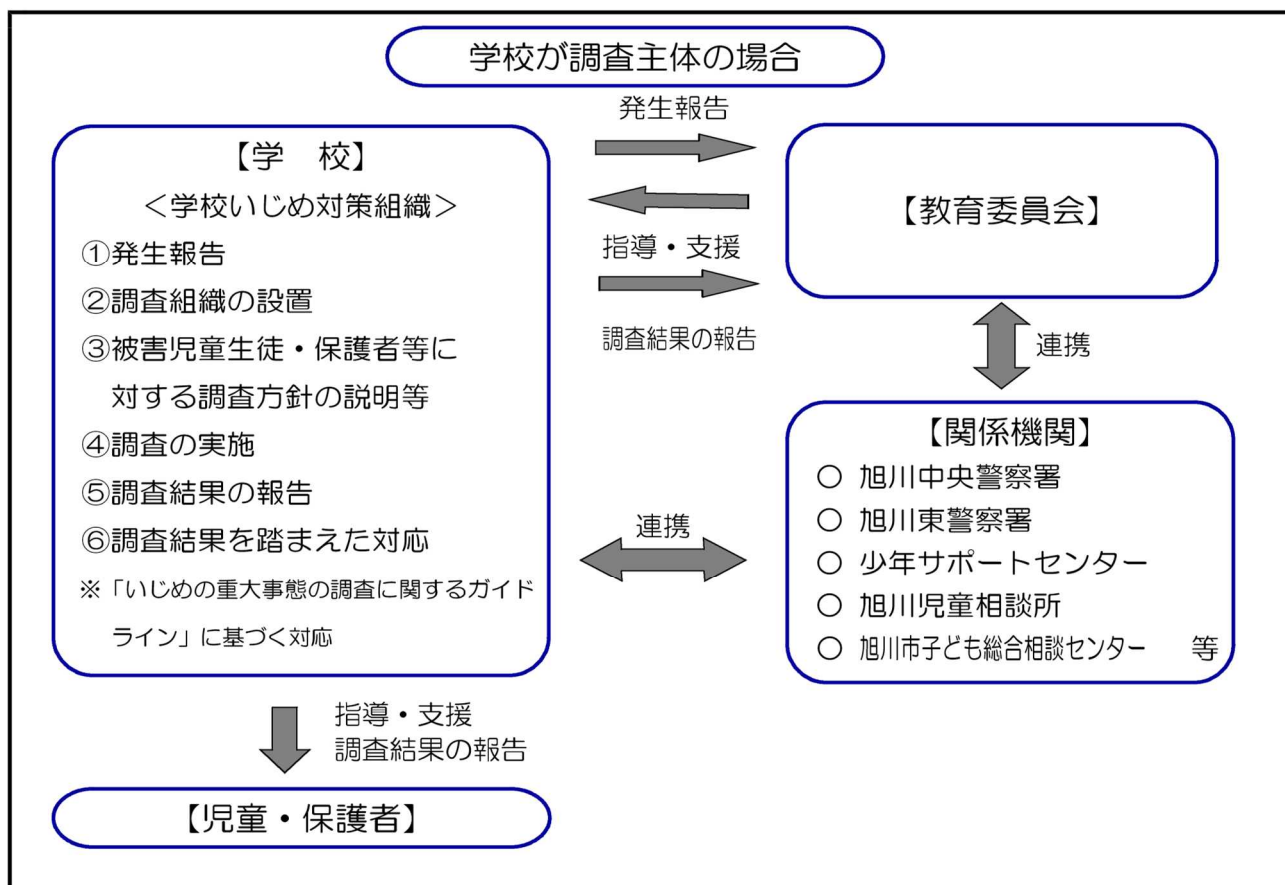
- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- (3) 児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき。

＊重大事態か否かの判断は、「いじめ防止対策推進法」や「国の基本方針」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等を参考にする。

2. 学校における重大事態の対処

- (1) 重大事態が生じた疑い又は重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態対応フロー図」*3に基づいて対応します。
- (2) 学校が事実関係を明確にする調査を実施する場合は、「学校いじめ対策組織」において実施し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応します。
- (3) 調査結果は、被害児童及び保護者に対して適切に提供します。

3 重大事態対応フロー図



9 いじめの防止等に関する機関、保護者との連携

学校いじめ防止基本方針を学校ホームページに掲載するとともに、年度始めの保護者懇談会等における説明により、家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性について認識を広めます。また、学校だよりや学校ホームページ等を通じて、いじめの防止等に関わる児童の自主的な活動や学校の取組等を積極的に発信し、家庭や地域と共通理解を図り、緊密に連携します。

10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処、保護者との連携

インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、情報モラル教育の充実と啓発に努めます。

- (ア) 日常的、計画的に情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対して啓発を行う。
- (イ) 学校ネットパトロールを計画的に実施し、早期発見に努める。
- (ウ) 不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下に速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関に適切な援助を求める。

1 1 学校いじめ防止プログラム

本校におけるいじめ防止プログラムを以下のP13・14に示します。1年間の取組を確認し、職員で共通理解を図って進めます。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
教職員	○学校いじめ防止対策組織会議 ・学校いじめ防止基本方針の学校ホームページでの公開 ・児童(生徒)、保護者への説明内容の検討	○学校いじめ防止対策組織会議 ・校内研修(1)の内容の検討及び準備、運営 ・全校集会の計画及び運営 ・いじめ・非行防止強調月間の取組の検討	○学校いじめ防止対策組織会議 ・校内研修(2)の内容検討及び準備、運営 ・ほっと、Q-U等、各種調査の実施方法の確認 ・アンケートの集計、分析	○学校いじめ防止対策組織会議 ・1学期の取組の点検・評価 ・2学期の重点の検討	○学校いじめ防止対策組織会議 ・校内研修(3)の内容検討及び準備、運営 ・ほっと、Q-U等、各種調査の結果の分析	○学校いじめ防止対策組織会議 ・旭川市生徒指導研究協議会の内容についての還流 ・前期の取組についての点検・評価 ・いじめ・非行防止強調月間の取組の検討
	○児童(生徒)に関わる学校間の情報交流(授業参観等)	○校内研修(1) ・児童(生徒)理解研修① ・自己肯定感や自己有用感を高める指導の在り方	○校内研修(2) ・アセス等、各種調査の実施方法の確認	○児童(生徒)に関わる学校間の情報交流(授業参観等)	○校内研修(3) ・児童(生徒)アンケートや各種調査結果の活用	
	○ふれ合い活動の推進(通年)		○道教委いじめ問題への取組状況の調査①			
	○学校ネットバトル(毎月実施)		○教育相談①	○市教委いじめに関する実態調査①	○「旭川市生徒指導研究協議会」への参加	○道教委いじめ問題への取組状況の調査②
児童生徒	○学校いじめ防止基本方針の説明 ○学習及び生活の基礎づくり ・学習規律、学習習慣 ・基本的な生活習慣等 ○いじめ相談窓口の周知 ・校内の窓口 ・「子ども版市長への手紙」 ・子ども総合相談センター等	○いじめ防止の理解を深める学習①(学級活動・道徳の時間) ○全校集会の実施 ・校長講話等	○児童アンケート調査① ○各種調査の実施 ・アセス等 ○いじめ・非行防止強化月間①	○道教委いじめアンケート調査①	○ボランティア活動の実施	○いじめ防止の理解を深める学習(学級活動・道徳の時間)
家庭・地域	○保護者懇談会 ・学校いじめ防止基本方針の説明 ・インターネット上のいじめの防止に関わる啓発 ○学校いじめ防止基本方針の学校HPでの公開 ○家庭訪問 ○チェックリストの活用(通年) ○いじめに関わる情報収集(通年)	○ネット安全教室への保護者の参加呼びかけ	○学校評議員会 ・学校いじめ防止基本方針等の説明	○1学期の取組の状況等についての公表 ・学校だより	○「旭川市生徒指導研究協議会」への保護者の参加呼びかけ	

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教職員	○学校いじめ防止対策組織会議 ・校内研修(4)の内容の検討及び準備、運営 ・後期の重点的な取組 ○校内研修(4) ・児童(生徒)理解研修② ○校下小中学校との連携 ・授業参観 等	○学校いじめ防止対策組織会議 ・アンケート調査の取りまとめ及び結果の分析 ・学校評価における点検項目についての検討 ○児童(生徒)に関わる学校間の情報交流(授業参観等) ○道教委いじめ問題への取組状況の調査③ ○教育相談②(三者懇談)	○学校いじめ防止対策組織会議 ・2学期の取組の点検・評価 ・3学期の重点の検討 ○学校評価 ・いじめの防止等に関わる取組についての点検 ○市教委いじめに関する実態調査②	○学校いじめ防止対策組織会議 ・学校評価の結果の分析 ・いじめ防止に係る学年集会の内容の検討	○学校いじめ防止対策組織会議 ・校内研修(5)の内容の検討及び準備、運営 ・1年間の取組についての点検・評価 ○校内研修(5) ・インターネット上で行われるいじめへの対応 ○教育相談③	○学校いじめ防止対策組織会議 ・学校評価等を踏まえた、学校いじめ防止基本方針等の見直し ・新年度における学校いじめ防止プログラムの作成 ○校下小中学校との連携 ・進学に伴う情報交換 等 ○市教委いじめに関する実態調査③
児童生徒	○いじめ・非行防止強化月間② ○生活・学習Actサミットを受けた小・中学校連携した取組の実施	○児童(生徒)アンケート調査② ○参観日における「いじめ」をテーマとした道徳の時間の授業	○道教委いじめアンケート調査② ○中連生活部12月研修会における取組の報告	○学年集会の実施 ・いじめ防止に係る取組 等	○児童(生徒)アンケート調査③ ○講演会の実施 ・外部講師による豊かな心を育む講演会	
家庭・地域	○学校評議員会 ・2学期の取組についての説明	○参観日における「いじめ」をテーマとした道徳の授業公開	○2学期の取組の状況等についての公表 ・学校だより ・参観日 等	○学校評議員会 ・1年間の取組状況の説明 ・次年度の学校いじめ防止基本方針に関わる協議 ○ネット安全教室の実施	○講演会への保護者の参加呼びかけ ○学校関係者評価の実施	○3学期の取組の状況等についての公表 ・学校だより ・参観日 等